

# 新・国際芸術祭（仮称）組織委員会 運営会議

## 次 第

日時：2020年11月4日（水）

アドバイザー会議終了後

場所：都道府県会館 409 会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 議事 1（報告事項）

芸術監督の選任について

#### 議事 2（議決事項）

議案 1 新・国際芸術祭（仮称）の正式名称について

議案 2 新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約の一部改正について

### 3 閉会

#### < 配付資料 >

資料 1：議案 1 新・国際芸術祭（仮称）の正式名称について

資料 2：議案 2 新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約の一部改正について

議案 1

新・国際芸術祭（仮称）の正式名称について

2022 年度に開催する「新・国際芸術祭（仮称）」の正式名称を「国際芸術祭「あいち 2022）」とし、2020 年 11 月 17 日から適用する。

2020 年 11 月 4 日提出

新・国際芸術祭（仮称）組織委員会  
会長 大林 剛 郎

（説明）

この案を提出するのは、2022 年度に開催する「新・国際芸術祭（仮称）」の正式な名称を定めるため、新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約第 10 条第 3 項第 4 号に基づき、運営会議において議決する必要があるからである。

## 【参考】芸術祭の正式名称の方針・考え方について

### 1 新・国際芸術祭（仮称）の正式名称（案）

国際芸術祭「あいち<sup>ニ－ゼロニ－ニ－</sup>2022」

### 2 正式名称決定にあたっての方針・考え方

- 次回開催に向けて、組織体制が一新したことにともない、名称も変更することで新たな発展を目指す。
- 国内外の芸術祭は「開催地名」で呼ばれる慣習があるため、「あいち」を強調した名称とする。
- シンプルで呼びやすい名称とする。

### 3 その他

通称 : 「あいち 2022」  
国内英語表記 : 「Aichi 2022」  
海外表記 : 「Aichi Triennale 2022」

議案 2

新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約の一部改正について

新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約の一部を下記のとおり改正する。

2020年11月4日提出

新・国際芸術祭（仮称）組織委員会

会長 大林 剛 郎

記

1 題名を次のように改める。

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約

2 第1条、第3条、第4条第1号、第6条第2項及び第9条第1項中「新・国際芸術祭（仮称）」を「国際芸術祭「あいち」」に改める。

3 改正後の規約は、2020年11月17日から施行する。

（説明）

この案を提出するのは、2022年度に開催する「新・国際芸術祭（仮称）」の正式な名称が定まったことにより、新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約（以下「規約」という。）を改正するため、規約第10条第3項第1号に基づき、運営会議において議決する必要があるからである。

【参考】 新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約の一部改正（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>国際芸術祭「あいち」組織委員会規約</u></p> <p>(名称) 本会は、<u>国際芸術祭「あいち」組織委員会</u>（以下「組織委員会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p><b>第3条</b> 組織委員会は、現代芸術等を中心とした国際的な芸術祭（以下「<u>国際芸術祭「あいち」</u>」という。）の準備及び開催運営等を行うことにより、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。</p> <p>(1) 以下 略</p> <p>(事業)</p> <p><b>第4条</b> 組織委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>国際芸術祭「あいち」</u>の準備及び開催運営</p> <p>(2) 略</p> <p>(役員)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2 会長は、<u>国際芸術祭「あいち」</u>推進協議会設置要綱（令和2年2文芸第1628号）第3条に規定する会長（以下「推進協議会会長」という。）が委嘱する者をもって充てる。</p> <p>3 及び4 略</p> <p>(芸術監督)</p> <p><b>第9条</b> 組織委員会に、<u>国際芸術祭「あいち」</u>の学芸部門の責任者として芸術監督を置く。</p> <p>2 以下 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約</u></p> <p>(名称) 本会は、<u>新・国際芸術祭（仮称）組織委員会</u>（以下「組織委員会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p><b>第3条</b> 組織委員会は、現代芸術等を中心とした国際的な芸術祭（以下「<u>新・国際芸術祭（仮称）</u>」という。）の準備及び開催運営等を行うことにより、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。</p> <p>(1) 以下 略</p> <p>(事業)</p> <p><b>第4条</b> 同左</p> <p>(1) <u>新・国際芸術祭（仮称）</u>の準備及び開催運営</p> <p>(2) 略</p> <p>(役員)</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2 会長は、<u>新・国際芸術祭（仮称）</u>推進協議会設置要綱（令和2年2文芸第1628号）第3条に規定する会長（以下「推進協議会会長」という。）が委嘱する者をもって充てる。</p> <p>3 及び4 略</p> <p>(芸術監督)</p> <p><b>第9条</b> 組織委員会に、<u>新・国際芸術祭（仮称）</u>の学芸部門の責任者として芸術監督を置く。</p> <p>2 以下 略</p>